

平成16年度

幕張海浜公園DEブロック
管理運営計画策定調査

報告書抜粋

《略》

5-3 経営

(1) 経営

～PDCAサイクルによって経営の改善にとりくむ～

《略》

(2) 評価

～明確な評価軸を持って評価する～

管理運営の成果を評価することが重要である。評価は内部の評価と外部の評価とがある。いずれにおいても分かりやすい評価軸を設定する。評価指標は利用者数、利用者の満足度等があげられる。外部の第三者による評価を行い、評価結果の公表を行うことが望ましい。

(3) 資金調達

～より良いサービスと施設維持を行うために、資金・財源を確保する～

・次のような経営努力によって収益増を図る。なお収益は公園管理に還元するものであることが望ましい。

有料施設の収入（バーベキューコーナー・ドッグラン等）の増進

駐車料

貸出料・使用料

自動販売機の収入

イベント参加費

公園グッズの販売 等

第6章 実現に向けて

6-1 管理運営のしくみ構築

D・EブロックではNPOを中心にして3年間にわたって県民参加による公園づくりに取り組んできた。また社会実験「公園まつり」の企画・運営に当たってきた「運営委員会」は、平成17年2月「幕張海浜公園を育てる会」（以下、「育てる会」という。）に発展した。育てる会は公園づくり・公園育てに関心のある個人・NPOが加盟しており、さらなる活動が期待されている。

したがって、これまで公園づくり活動を実施してきた実績のある育てる会と連携しつつ、協働による管理運営のしくみづくりを構築することが重要である。

6-2 管理運営における当面の活動

- ・パークセンター整備
- ・利用促進
- ・サポーターの育成
- ・松林の管理

①パークセンター整備

本地区の重要な施設であるパークセンターはまず最初に整備されることが望ましい。建設に当たっては活用を考えて、利用者の声を反映しながら計画・設計を行うことが必要である。ワークショップでも指摘された「ハードとソフトの融合」したものでなければならない。そのためには県・管理業務実施者・設計業務実施者・利用者等をコーディネートする役割が必要である。

②利用促進

これまで行われた「公園まつり」のように、公園を活用するさまざまな活動をコーディネートする。

③公園サポーターの育成

公園づくり・公園育てに参加するサポーターを募集・育成する。

④運営協議会の立ち上げ・運営

運営協議会を立ち上げ、公園づくり・公園育てにとりくむ。

⑤松林の管理

平成16年度の試験間伐の成果を踏まえて、間伐を実施する。実施に当たっては、松林の育成計画及び利用計画を定め、区域を設定して段階的に行う。

県立幕張海浜公園D・Eゾーン 管理運営計画の方針

平成14年度

- 第1回ワークショップ「公園の夢を語ろう！」
- 第2回ワークショップ「公園の夢を描こう！」



公園夢プラン

平成15年度

- 社会実験「公園まつり」
- 公園づくり運営委員会
- 公園づくりシンポジウム



県民参加による公園づくりの提案

平成16年度

- 第1回ワークショップ「公園づくり・公園育てを語ろう」
- 第2回ワークショップ「管理運営計画を語ろう」
- 第3回ワークショップ「管理運営計画をつくろう」

《管理運営の問題点》

- 【管理運営形態】
 - ・園地、松林、浜の管理主体が異なっている（園地：公園緑地課、松林・浜：企業庁）
 - ・協働による運営の視点が乏しい

【サービス】

- ・サービスセンターがない。したがって場内案内や救護のサービスが悪い
- ・売店・レストラン・自動販売機がなく、飲食のサービスがない

【利用促進】

- ・イベントなど公園を利用するプログラムが提供されていない

【広報・案内】

- ・広報活動が少ない。駅からの案内がない。・駐車場の位置がわかりにくい
- ・浜が遊泳禁止であることが事前には分かりにくい

【施設】

- ・施設は老朽化が進んでおり、使えない施設も多い

【植物】

- ・樹木は潮風害を受けており生育が悪いものが多い。・緑化フェア時のトピアリ一が管理不良になっている。草花が少ない

【松林】

- ・松林は密度が高すぎる。間伐が必要である。松林は種で囲われていて、散策などに利用できない。落ち葉が厚く堆積しているのはマツの生育に良くない

【ボランティア】

- ・ボランティアを受け入れていない。県民参加による公園づくりの社会実験が行われているが、公園管理事務所とまぐ連携できていない

【ネットワーク】

- ・周辺施設との連携が少ない
- ・地域社会との連携が見られない

【その他】

- ・許可申請に伴う書類作成は企業人はとむかく、一般人には重荷である
- ・申請に必要な資料が明らかにされていない（配置図、構造図等）
- ・許可申請の簡素化を図るべきである

《管理運営の基本理念》

- ・魅力ある公園を育てる
 - ・利用者が高いサービスを提供し、満足度の高い公園に時間をかけて育てていく
- ・多様なニーズに対応する
 - ・幅広い利用者に対応する公園とする
 - ・利用者が求めているサービスを提供する
 - ・利用者ニーズを常に把握して、施設のニューアール・再整備を行う
- ・県民・NPO・企業等と協働・連携する
 - ・幅広いボランティアを受け入れる
 - ・高度な知識を要する運営には専門家の支援を得る
 - ・集客施設には民間の資金・経営を導入する
- ・ハードとソフトの融合
 - ・施設の整備と運営は相互に連携するものとする
 - ・施設の計画・設計段階で利用者の声を反映させる
- ・効率的な経営を行う
 - ・企業経営の長所を取り入れて効率的な管理運営を行う



課題の解決



管理運営計画

《管理運営の問題点》

- 【組織・体制】
 - ・参加による公園づくり・公園育てを推進するしくみづくり
- 【サービス】
 - ・利用者へのサービスの向上
- 【利用促進】
 - ・利用プログラムを開発・運営して、利用者に多様なサービスの提供
- 【広報・案内】
 - ・広報の充実／案内や誘導サインの充実
- 【協働による運営】
 - ・協働による運営の推進
- 【維持管理】
 - ・施設
 - ・整備計画に基づく施設の整備／特にパークセンターの整備・運営／老朽した施設の更新（不要なものは撤去）
 - ・植物
 - ・潮風害を受けている樹木の適切な対策（樹種変換等）／松林の育成計画、育成計画に基づいた適切な管理の実施（間伐・落ち葉かき等）／森林浴等の活用
- 【安全】
 - ・公園の安全・安心・快適の確保
- 【施設運営】
 - ・それぞれの施設にふさわしい管理運営
- 【経営】
 - ・経営の視点に基づく効率的な管理運営／資金の調達
- 【その他】
 - ・園地・松林・浜の管理の一元化／公園の活性化を図るための一般利用者の許可申請の負担への配慮

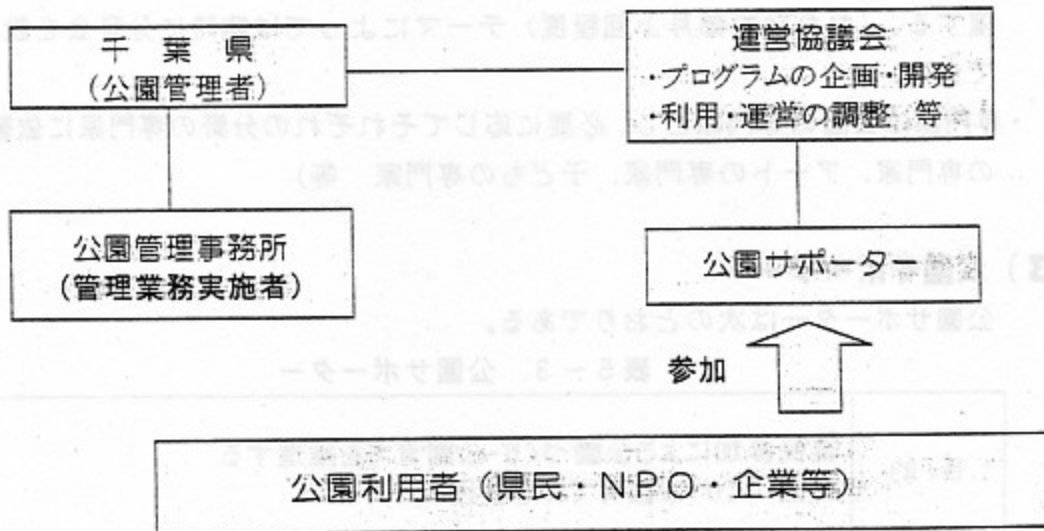
第5章 管理運営計画

5-1 組織・体制

～県・県民・NPO・企業等による公園育てを推進するしくみをつくる～

- ・ 県民参加による公園育てを推進するために新たな仕組みをつくる。
- ・ (仮称) 幕張海浜公園D・Eブロック運営協議会(以下、「運営協議会」という。)は、利用プログラムの企画・開発、利用の運営・調整等を行う。
- ・ 公園サポーターは公園の管理・運営に知恵や資金の提供、活動への参加などの形で協力する県民・NPO・企業等である。

図5-1 管理運営システム



(1) それぞれの役割

それぞれの役割は次のとおりである。

表5-1 それぞれの役割

名称	位置づけ	内容
千葉県	公園の設置者・管理者	財産管理、管理業務の委託、許可等 公園サポーターの育成・運営 運営協議会の運営
公園管理事務所	管理業務実施者	管理運営業務の実施
運営協議会	連携・調整を図る機関	活動プログラムの企画・開発・運営に関わる調整
公園サポーター	公園づくり・公園育ての 応援団	公園づくり・公園育てに参加する

(2) 運営協議会

運営協議会は次のとおりである。

表5-2 (仮称) 幕張海浜公園 D・Eブロック運営協議会

目的	県民参加による公園づくり・公園育てを推進する 公園の管理運営について、県・県民・NPO・企業等の連携・調整を図る
構成	千葉県 公園等の専門家 県民・NPO・企業等
活動	活動プログラムの企画・開発・運営に関わる調整 その他管理運営に関わる事項
事務局	公園管理事務所

- ・運営協議会は公園運営の企画・アドバイス・調整を図る場となるので、定期的開催する。(おおむね毎月1回程度) テーマによっては臨時に分科会を設けることができる。
- ・専門家は公園の専門家とし、必要に応じてそれぞれの分野の専門家に依頼する。(犬の専門家、アートの専門家、子どもの専門家 等)

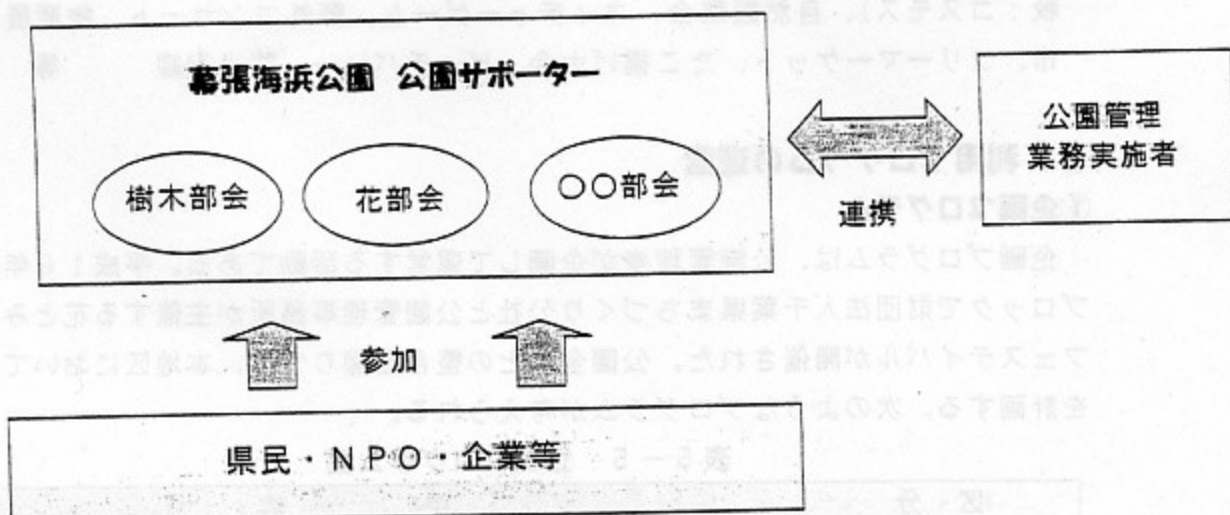
(3) 公園サポーター

公園サポーターは次のとおりである。

表5-3 公園サポーター

目的	県民参加による公園づくり・公園育てを推進する 公園づくり・公園育ての応援団
活動	植物管理 清掃 安全パトロール イベント運営 等
運営	サポーターは公園管理事務所に登録する 管理者はサポーターの活動を支援する(たとえば会議室・駐車場の利用等) サポーターの活動は無償とする

図5-2 公園サポーターのイメージ



- ・公園サポーターは公園づくり・公園育てに関心のある公園利用者（個人、NPO、企業等）が、誰でも参加することができる。
- ・サポーターは公園管理者が募集する場合と、自主的に公園づくり・活動に取り組んでいるボランティアと連携する場合とがある。
- ・NPOを中心とした「幕張海浜公園を育てる会」（以下、「育てる会」という。）は、公園サポーターの最初の団体に位置づけられる。育てる会はこれまで社会実験「公園まつり」を実施してきた母体であり、スポーツ、松林、アート、ディキャンプ、クリーンアップ、サイクリング、プレイパークなどのグループがある。
- ・公園サポーターとなる個人、NPO、企業等は公園管理事務所に登録し、公園管理事務所はサポーターの名簿を作成し、管理する。
- ・サポーターには活動に応じて特典を与える（たとえば活動時の駐車料の免除、イベントへの無料参加券の配布、有料区域の無料入場等）。

5-2 管理運営

5-2-1 利用促進

(1) 利用プログラムの企画

公園の有効利用を図るためには、従来のように維持管理や安全管理等が中心の管理ではなく、公園利用者にサービスを提供する積極的な活動が重要である。公園利用のプログラムを企画し実施する。プログラムは次の2つに区分される。

表5-4 公園利用プログラムの区分

区分	内容
企画プログラム	管理者が自ら企画して実施する
持ち込みプログラム	利用者（県民、NPO、企業等）が企画して実施する 企画者の責任において実施する

- ・プログラムには次のようなものが考えられる
スポーツイベント（ニュースポーツ、レジャースポーツ、ビーチバレー等）、ウオ

ークラリー、野外アート、森づくり活動、花畑づくり（春：ポピー、夏：ヒマワリ、秋：コスモス）、自然観察会、ネイチャーゲーム、野外コンサート、物産展、青空市、フリーマーケット、たこ揚げ大会、ビーチバレー、防災訓練 等

(2) 利用プログラムの運営

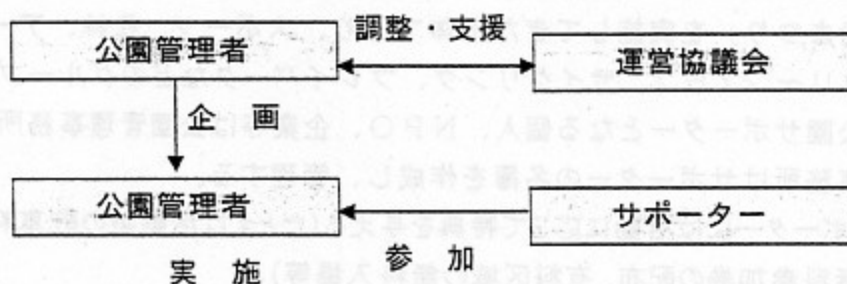
① 企画プログラム

企画プログラムは、公園管理者が企画して運営する活動である。平成16年度にBブロックで財団法人千葉県まちづくり公社と公園管理事務所が主催する花とみどりのフェスティバルが開催された。公園全体との整合を図りつつ、本地区においても開催を計画する。次のようなプログラムが考えられる。

表5-5 企画プログラム案

区 分	内 容
みどりの日の集い	みどりの日（4月29日）に行う 記念植樹等
海の日をつどい	海の日（7月）に行う 浜のクリーンアップ
防災の日をつどい	防災の日（9月1日）に行う 防災訓練
自然観察会	植物や野鳥などを観察する
クラフト教室	貝殻や松ぼっくりなどで工作をする

図5-3 企画プログラムの流れ



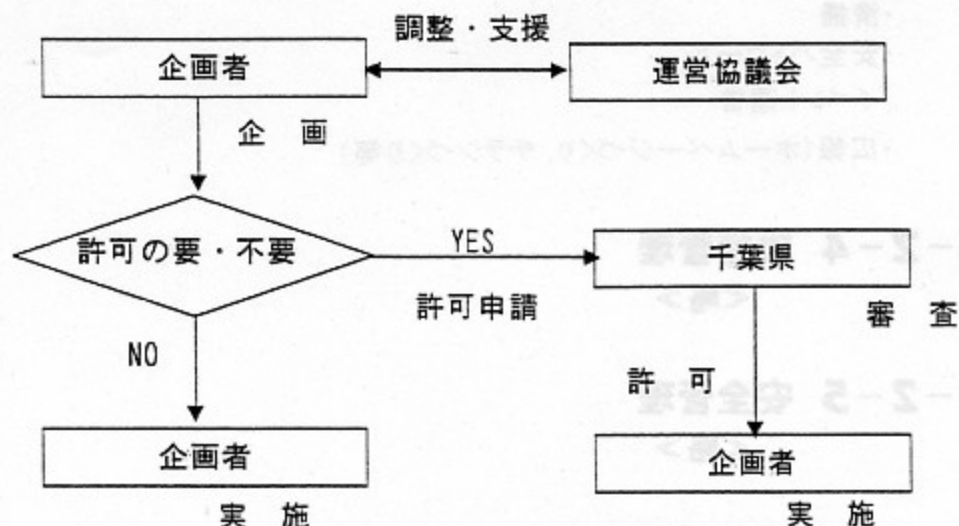
- ・公園管理者はプログラムの企画に当たり、運営協議会に調整・支援を求めることができる。実施に当たっては公園サポーターに協力を求めることができる。

② 持ち込みプログラム

持ち込みプログラムは、公園利用者が企画して、実施する事業である。公園の活性化・有効活用に役立つので、公園管理者は健全なプログラムの実現を支援する。

- 持ち込みプログラムの募集・奨励
 - ・公園管理者は公園活用のとりくみを募集・奨励する
 - ・企画者からプログラムの申し出を受ける
- 運営協議会
 - ・組織力のある企業はともかく、個人やNPO等が企画する活動がスムーズに進むように運営協議会が調整・支援を行う。

図5-4 持ち込みプログラムの流れ



5-2-2 広報

～公園の情報を積極的に広報する～

- ・パンフレット・チラシ・フリーペーパー等を発行する
- ・ホームページで情報を提供する
- ・テレビ・新聞等マスメディアに情報を提供して積極的に活用する
- ・これらを実施するためには、公園管理業務実施者に広報担当職員を置くことが望ましい

5-2-3 協働による運営

～参加による運営を推進する～

(1) ボランティアの受け入れ・育成

- ・公園づくり・公園育てに参加するボランティア（公園サポーター）を受け入れて活用する
- ・樹木の手入れ・花壇づくり等のテーマを設けて、パンフレット等で広報して募集する
- ・専門家に依頼して樹木の手入れ・花壇づくりの研修を行って、ボランティアの育成を図る

(2) さまざまな主体との連携

次のような主体との連携を図る

- ・NPO
- ・大学等
- ・青年会議所・商工会議所・ライオンズクラブ・ロータリークラブ等

(3) ボランティアの参加する活動

ボランティアの参加する活動には次のようなものが考えられる

- ・植物管理
- ・清掃
- ・安全パトロール
- ・イベント運営
- ・広報(ホームページづくり、チラシづくり等)

5-2-4 維持管理

〈略〉

5-2-5 安全管理

〈略〉

5-2-6 施設運営

～それぞれの施設にふさわしい管理運営形態とする～

「公営」、「公営+県民参加」、「民営」の区分をはっきり認識する。(表 6-6)

公園利用サービスの向上が、第一義であるという主旨・目的を徹底させる。

(1) 公 営

～公共サービスの提供～

- ・公園の基盤施設として、公共サービスの提供を継続して行う。
- ・パークセンターは公園管理者が管理する。公園利用者からの要望が大きく、全ての公園利用に関わるパークセンターの運営は、最も重要と思われる。

(2) 公営+県民参加

～県民参加の利用プログラムの提供～

- ・公園サポーターとの連携を図る。公園利用の活性化が図れる。様々な利用プログラムの提供が可能になる。企画、連絡、調整が重要となる。
- ・地元地域との連携により、県民に愛されるきめこまやかな公園運営・利用が、深まる。

(3) 民 営

～質の高いサービス、ノウハウの必要なサービスの提供～

- ・整備が期待される温浴施設・レストラン等は、経営ノウハウのある民間企業が運営する。
- ・民営により、質の高いサービス、効率的なサービスの提供が可能になる。

5-2-7 ゾーンごとの管理運営

整備計画におけるゾーンごとの管理運営は次のとおりである。

表5-11 導入施設例と考えられる管理運営形態(複数あり)

ゾーン	導入施設例	整備期間			管理運営形態			摘 要
		短期 (～5年程度)	中・長期 (6年移行～)	こつこつと整備 (県民参加等)	公 営	公営十 県民参加	民 営	
にぎわいとシンボルのゾーン	オープンカフェやレストラン等	■					■	
	ランドマークの施設	■					■	
	イベント広場(フリーマーケット)	■		■	■	■	■	
花とどりに親しむゾーン	花壇や花の楽しめる樹木			■				
	みどりの保全・育成		■					
	子供の遊び場(遊具等)		■					
	芝生広場		■					
イベント・スポーツの自由広場	展望広場							
	イベント広場(公園まつり・プレーパーク等)	■						
	スポーツが楽しめる広場や園路	■						
	屋根のある多目的広場		■					
	ドッグラン	■						
健康とリフレッシュゾーン	オートキャンプ場	■					■	
	バーベキュー広場	■					■	
	健康リフレッシュ施設(温浴施設等)	■					■	
	サイクリング拠点		■					
	パークセンター	■						
	ビーチセンター	■						
	海への動線(園路舗装・サイン等)	■						
区域全体として必要施設	ボードウォークと休憩施設		■					
	松林の適正な管理と林間利用			■				
	上下水道・電気等のインフラ	■						
	水飲み・トイレ・照明灯等	■						
	案内板や情報サイン			■				
	ベンチ・アズマヤ等の休憩施設			■				
	自然エネルギー利用設備			■				
既存施設の補修・撤去		■						